

ロシアにおける商品の虚偽表示に関する法改正



Rouse & Co. International (Russia) Ltd.

Stuart Adams

Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。ロシアオフィスは 2013 年設立。Adams 氏はロシアオフィス代表の弁護士であり、模倣品対策および商標、著作権、地理的表示等が専門分野である。

ロシアでは、2014 年末、商品の虚偽表示に関する責任について、ロシア連邦行政法第 14.10 条とロシア連邦刑法第 180 条が改正された。従来は、これら規定の対象となるのは「商標の不正利用」であったが、改正により、「商品（作業、サービス）の虚偽表示」が対象となり、押収対象の拡大、罰金額の引き上げ、虚偽表示にかかる損害の認定基準の引き下げなどが行われた。これにより、虚偽表示に関する責任を、行政的あるいは刑事的に追及することが従来よりも容易となった。ロシアにおける商品の虚偽表示に関する法改正について、以下に解説する。

商品の虚偽表示に関する責任について、極めて重要な改正が議会で採択され、ロシア連邦行政法第 14.10 条とロシア連邦刑法第 180 条が 2014 年末に改正された。両条項とも商標その他の虚偽表示による侵害について行政責任または刑事責任を規定している。

■ロシア連邦行政法第 14.10 条の改正

(1)第一の重要な改正が、本条の標題について行われた。「商標の不正利用」に代わり、「商品（作業、サービス）の識別手段の不正利用」と改められた。

ロシア連邦民法第 4 法典第 7 編第 1225 条 1 項によると、商品等の虚偽表示の対象とは以下のようなものを意味する。

- ・企業名
- ・商標
- ・サービスマーク

- ・ 商品の出所
- ・ 商号

したがって、上記の虚偽表示はすべて行政法第 14.10 条の対象となる。

(2)第二の改正は、虚偽表示に対する罰金額の引き上げである。行政法第 14.10 条 1 項では、以下の罰金が改正された。

- ・ 個人：500～2000 ルーブルから 5000～1 万ルーブルに引き上げ
- ・ 政府職員：1 万～2 万ルーブルから 1 万～5 万ルーブルに引き上げ
- ・ 法人：3 万～4 万ルーブルから 5 万～20 万ルーブルに引き上げ

さらに従来押収対象品は、商標、商号、出所表示を不当に使用した物品だったが、これに「その生産に使用された材料と装置」が加えられた。

(3)さらに行政法第 14.10 条 2 項も改正された。本条項は以下の通り改正された。

- ・ 個人：商品価格と同額（ただし 2000 ルーブル以上）から商品価格の 2 倍相当額（ただし 1 万ルーブル以上）に引き上げ
- ・ 政府職員：商品価格の 2 倍（ただし 4 万ルーブル以上）から商品の価格の 3 倍（ただし 5 万ルーブル以上）に引き上げ改正
- ・ 法人：商品の価格の 3 倍（ただし 4 万ルーブル以上）から商品の価格の 5 倍（ただし 10 万ルーブル以上）に引き上げ

さらに本条項の行政措置の対象となる物品は押収される。押収対象となるのは、商標、サービスマーク、出所表示の違法複製物を含む物、およびその生産に使用される材料と装置である。

同条項は、同種の商品について商標、サービスマーク、出所表示および類似する表示の複製物を含む製品を販売提供した場合であって、かかる行為が犯罪を伴わない場合の責任についても定めている。

■ロシア刑法第180条の改正

(1)行政法第14.10条の改正と同様の改正が、ロシア刑法第180条にもなされた。以前は刑事犯罪の対象物は「商標」であったが、現行法では「商品の識別手段」となった。

(2)犯罪の責任についても改正がなされた。従来の罰金は10万ルーブル以下だったが、改正法では第180条1項の違反は10万～30万ルーブルの罰金に引き上げられた。さらに、従前は18カ月以下の所得を押収されるとされていたが、改正後は2年以下となった。

さらに、刑法第180条1項に新条項が追加された。それによると、有罪が確定した者は2年以下の懲役、または2年以下の禁固刑と8万ルーブル以下の罰金または6カ月以下の給与その他の所得を押収される。

(3)最後に、最も重要な改正は、虚偽表示による損害の認定基準を下げたことである。従前は150万ルーブルを越える損害がなければ大きな損害とは認められなかったが、改正後はその基準が25万ルーブルに引き下げられた。

■まとめ

全体として、法改正により、商標や商品の虚偽表示をした者に対する処罰が強化された。これにより、識別手段の使用に関する法律違反の責任を、行政的あるいは刑事的に追及することが従来よりも容易となった。

■参考情報

- ・ロシア連邦民法 第4法典第7編1225条

- ・ロシア連邦行政法 第 14.10 条
- ・ロシア刑法 第 180 条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)